

# 小児看護のモヤモヤ、 一緒に考えてみませんか？

## 特集にあたって

小児医療の領域においても、医療技術の高度化が進み、多くの子どもたちの“いのち”が救われるようになりました。わが国の新生児死亡率は、世界的に低率で推移しています。小児医療において、子どもの権利を擁護することの重要性が謳われ、病院のこどもヨーロッパ協会(European Association for Children in Hospital; EACH)が「病院のこども憲章 EACH Charter」を示したのは1988年5月です。わが国が、「児童の権利に関する条約(通称：子どもの権利条約)」を批准したのは、1994年(平成6年)で既に25年以上経過しました。専門職といわれる要件の一つは、その職業集団に「倫理綱領」があることです。日本看護協会が示している「看護職の倫理綱領」は2021年に改訂され、相次ぐ自然災害における看護職の行動指針について、16項目が本文に追加されました。その「看護職の倫理綱領」の1項目は、「看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する」であり、私たちは学生のときから、対象である人の“尊厳および権利”を尊重するというあり方を学んできます。看護基礎教育においても、臨床での継続教育においても、看護倫理や子どもの権利を擁護するアドボケイトとしての看護師の役割について教育されるようになってきました。それでは、子どもたちへ医療が行われる場で、倫理的課題はなくなってきたのでしょうか。以前、看護学生の一人から「小児医療での倫理的課題はいつかなくなるのでしょうか」と質問を受けたことがあります。それに対する私の答えは、「形や内容が変化していくことがあっても、倫理的課題がゼロになることはないと思います」というものです。小児医療が行われる場では、確かに救命技術や診断技術が上がってきましたが、それに伴う課題が新たにできてきていることも事実です。子どもたちの“いのち”にかかわる出生前診断、積極的治療の判断や意思決定など、医学の進歩とともに考えていかななくてはならない課題です。また、“倫理的課題”は“いのち”にかかわる重大場面だけに存在するものではありません。2020年から世界的パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は、子

どもたちの生活そのもの、小児医療のあり方にも影響を与えました。“いのち”を守るためにしている感染対策が重要だと思いつつ、子どもの成長・発達や生活のQOL(Quality of Life)を脅かしているのではないかと、多くの看護職が感じていることと思います。また、子ども本人への病気・検査・治療の説明や同意、家族形態や機能の変化に関連した虐待の問題など、コロナ禍以前から、倫理的課題は広範囲に及び、日常場面にも埋もれ、いまだ山積しています。

このような課題を考える糸口となるよう、2010年に日本小児看護学会倫理委員会では、「小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針」を出し、10年以上経過した2022年に改定版を出します。また、「小児看護の現場での倫理的なモヤモヤ、一緒に考えてみませんか？」と題した研修を継続して行っています。子どもたちへ看護を行うなかで、何か“モヤモヤ”すること、明確に言葉で言えないけれど気になっていること、この奥にこそ倫理的な課題が潜んでいると考えます。“倫理”というと、誰もが「難しい」「わからない」という印象を抱きがちです。けれども、「これでいいのか？」「このままでいいのか？」と自問自答してみると、その場に起こっている事象をひも解いて考えていく入口になると思っています。それが、“倫理的課題”を考える糸口でもあります。

そこで、本号では、小児看護に携わる私たちが考える一助となるように「臨床場面における倫理的なモヤモヤを考える」というテーマで特集を組みました。「倫理原則」や「倫理的な分析方法」「倫理に関する教育」などの基礎的なこともあげながら、きっと、小児看護が行われる場で「そうそう、そんなこと感じることもある」といった何か“モヤモヤ”する事象をあげています。まったく同じ事象ではないにしろ、子どもたちへの看護について、考えるきっかけになれば幸いです。

三輪富士代 Miwa Fujiyo

福岡市立こども病院看護部長／認定看護管理者、小児看護専門看護師